

「新潟市盛土規制法に関する検討会議」設置要綱

令和6年12月4日施行

(目的)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、盛土規制法）に基づく規制区域指定にあたり、国が示す基本方針や実施要領を踏まえて課題整理を行い、新潟市の規制区域指定に関する考え方や、規制区域の妥当性について検討するため、新潟市盛土規制法に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(構成等)

第2条 検討会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。
2 座長は、委員の互選により選出する。

(会議の開催)

第3条 検討会議は、都市政策部長の求めに応じて開催する。
2 検討会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 検討会議の庶務は、都市計画課が行う。

(委員任期)

第4条 委員の任期は、令和7年11月30日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則 この要綱は、令和6年12月4日から施行する。

(別表)

新潟市盛土規制法に関する検討会議 委員名簿

氏名	所属・役職
金澤 伸一	新潟大学工学部工学科・准教授
鈴木 麻理絵	弁護士（新潟合同法律事務所）
西井 稜子	新潟大学災害・復興科学研究所・准教授
松川 寿也	長岡技術科学大学環境社会基盤系・准教授

50音順・敬称略